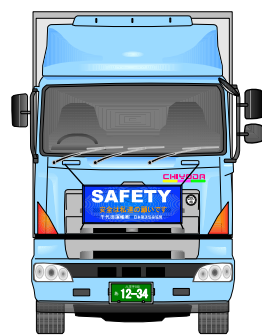


令和4年1月中の発生事故

◆ 1月中～事故「ゼロ」達成！

乗務員の皆様は、交通ルールとマナーを厳守することが大切です。交通モラルの低下がクレームに繋がるケースもあります。
【今日も1日絶対事故を起こさない。】



ドライバー異常時対応システム (EDSS)

日野レンジャー (中型)
「EDSS」が搭載されている車があります。
(今後順次多種にも搭載予定)

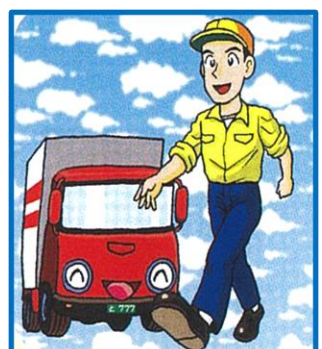


EDSSとは、走行時手放しなどの無操作運転状態が続いた時ドライバーが意識を失うなどの異常状態であるとシステムが判断すると、警告に加え、非常ブレーキが作動します。
解除ボタンを【2回】押すと解除されますが、対応が遅れると追突事故になる恐れがありますのでご注意願います。



ドライバーの健康管理

生活リズムを整えましょう
体内時計を整えるには、毎朝同じ時間に起きて太陽の光を浴びる、規則正しい時間に食事を3食取る、適度な運動をする等の正しい生活習慣を続けることが大切です。「整えましょう。」



私の交通安全

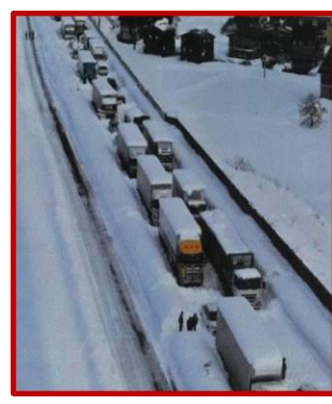
株式会社 トランスポート金沢 古河営業所 課長 峯博昭 (55歳)

- Q 上期DR得点アップ会社の部+13点の秘訣はなんですか。
A 【安全トレーナー】3名を選任し一緒に同行して、チェックしたり、DRを管理し悪いところをその都度連絡しています。更に、前日のDR点数を出して全員と面接もしています。DR点数向上対策としては、右左折時はノーアクセルを乗務員に徹底し「我慢大会だ!」と言った結果だと思えます。
- Q 休日はなにをしていますか。
A 息子とスキーに出掛けたり、カニが好きで加能蟹を食べにドライブして、ついでに乗務員の危険箇所を確認して展開しています。
- Q 自己アピールをお願いします。
A 若い頃ロードバイクのレーサーを目指し、バイクをバラしてピストンを磨いたことがあります。また、古河駅前ショットバーをやった頃は結構モテました。好きな歌手はサザンです。最近の自慢は、日野自動車古河工場近くに300坪の土地を購入し、小さいですが一戸建てを建てたことです。
- Q 最後に、乗務員さんに対して、ひと言をお願いします。
A **大切なお客様からお預かりしている商品車だと常に忘れないで、ルールを守って自分を守る。ゼロ災目指して一緒に頑張ってください。**
- ※ 株式会社 トランスポート金沢 古河営業所は、上期得点アップ会社 第一位 (昨年平均72点+13点の85点でした。)



安全運転情報

道路での立ち往生に注意! (国土交通省より)
道路で車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結路では、必ず適切なタイヤの準備(チェーンの携行・早めの装着)を心がけて下さい。交通渋滞を引き起こした運送事業者等には、**監査を行い、講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



今月のことわざ

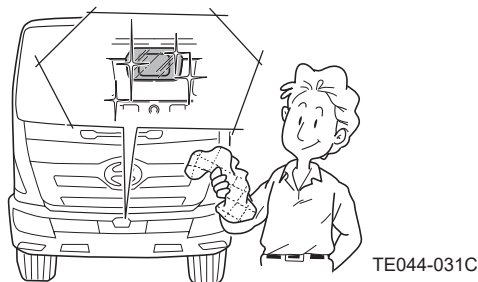
二兎を追う者は一兎をも得ず
一度に2匹のウサギを追いかけても、結局はどちらも逃げられてしまうことから、同時に2つの目的を達成しようとすると、1つも達成できないというたとえです。「効率より安全第一!」



編集後記

オミクロン株に「感染しない」、「させない」こと。そして事故を「起こさない」、「もらわない」ことを常に意識し、感染予防対策、並びに事故防止対策などを心掛け、できることをしっかりとやり続けたいと思います。「今日も1日ハツラツ勤務!」





⚠ 警告

汚れをふき取ってもマルチインフォメーションに“前方レーダー時使用不可”が表示されたときは、すみやかに前方レーダーセンサーおよびバンパーカバーの前面に割れ、ひびおよびガタツキがないことを確認してください。これらがある場合には、PCS システムが正しく作動せず事故につながるおそれがあります。なお、前方レーダーセンサーの前面に割れ、ひびおよびガタツキがあった場合は、運転を継続せず、最寄りの日野販売会社の整備工場に連絡してください。

ドライバー異常時対応システム (EDSS) ★

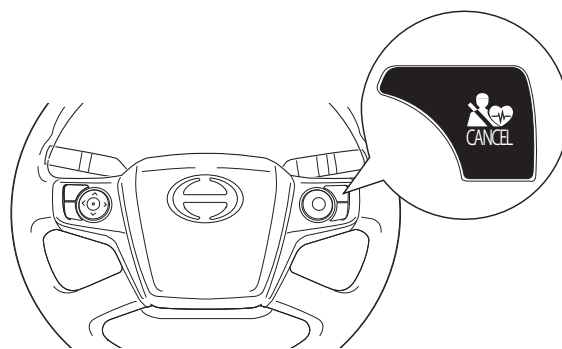
⚠ 警告

- 安全運転の責任はドライバーにあります。ドライバー異常時対応システムは、健康起因などによりドライバーに異常が発生した場合に備え、安全に車両を減速・停止する支援を目的としていますが、さまざまな条件によりその効果は変わります。そのため、常に最大の効果を発揮できるものではありません。システムを過信せず、安全運転・健康管理につとめてください。
- ドライバー異常時対応システムは、ドライバーにどのような異常が発生した時でも、必ず車両が減速・停止するものではありません。

高速道路 (60 km/h 以上) にてドライバーに異常が発生した際、衝突被害の軽減とドライバーの速やかな救助活動を行うことを目的としたシステムです。健康起因などによりドライバーに異常が発生したことをセンサーにより自動検知し、車内外へ異常事態を報知をするとともに車両の減速を開始し停止させます。

不用意にシステムが作動した際は、ドライバーが解除スイッチを2回押すことでシステム作動を解除し、通常走行を継続させることができます。

■ スイッチほか装置説明



▶ 解除スイッチ

- 解除スイッチを2回押すとシステム作動を解除します。

5-172 スイッチ・運転装置の取り扱い

知識

- システム作動後、車両が停止するまでの間は、解除スイッチを2回押すことでいつでもシステム作動を解除できます。
- システム作動により車両が停止・エンジンが停止している場合は、救助活動時の安全性確保のため、解除スイッチを2回押してもシステムは解除できません。スターターキーを「OFF」位置にしてシステム解除してください。解除スイッチでは解除出来ません
- システムの解除方法および解除スイッチの操作方法については、5-175 ページを参照して下さい。

▶ マルチインフォメーション

- スターターキーを「ON」位置にしたとき、インフォメーションとして表示

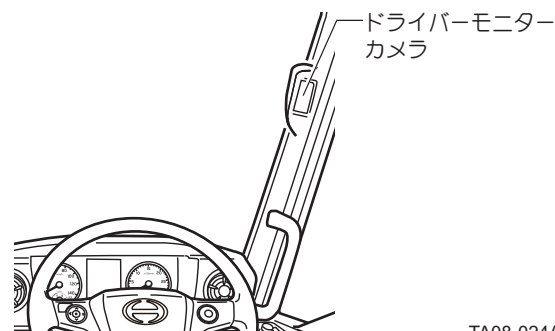


- ドライバー異常時対応システムの作動前および作動中は、警告表示がマルチインフォメーションに表示されます。



▶ ドライバーモニターカメラ

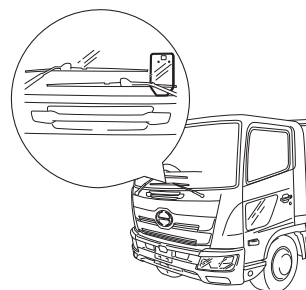
- ドライバーモニターカメラが運転者の顔の向き、眼の開閉状態および姿勢の変化を検知します。



TA08-024A

▶ 画像センサー

- 車線逸脱警報として走行中の車線を識別します。



TE128-051D

■ システム作動

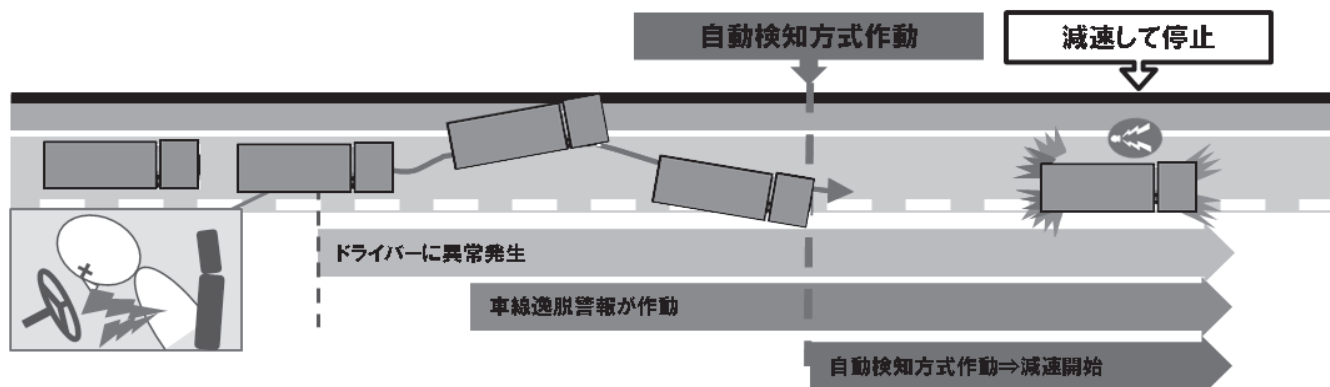
▶ システム作動時の報知内容

- 車内報知
 - マルチインフォメーション作動表示
 - メーターブザー吹鳴
- 車外報知
 - ホーン吹鳴 (断続)
 - ハザードランプ点滅
 - ストップランプ点滅 (高速)

システム作動イメージについては、5-163 ページおよび5-176 ページをご参照ください。

▶ 自動検知による作動

ドライバーモニター II, および車線逸脱機能装置によりドライバーの異常を検知かつ、車線逸脱警報後も復帰操作が行われなかったとき、自動検知によりシステムが作動します。このとき、車内報知するとともに、弱いブレーキを作動させ、減速し停止します。



ドライバーモニター II によりドライバーの異常を検知する条件

ドライバーの状態		
項目	イメージ	説明
突っ伏し		ドライバーが前方に倒れ、ハンドル付近まで顔が来ている姿勢が継続している状態
うつむき		ドライバーの顔が下を向いている姿勢が継続している状態
仰け反り		ドライバーの上半身が後方に傾き、顔が上を向いている姿勢が継続している状態
えび反り		ドライバーの上半身が反り上がり、顔が上に向いている姿勢が継続している状態
首のみ横倒れ		ドライバーの頭が左または右に傾いている姿勢が継続している状態
横倒れ		ドライバーの上半身が左または右に傾き、顔も同方向に傾いている姿勢が継続している状態
横もたれ		ドライバーの上半身が左または右に傾いている姿勢が継続している状態
長時間閉眼		ドライバーが長時間、目を閉じている状態

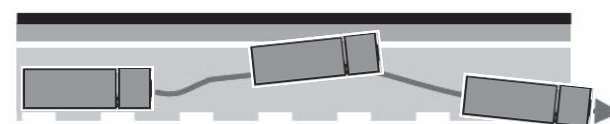
注：車線逸脱警報は、60km/h以上で作動します。

車線逸脱機能装置によりドライバーの異常を検知かつ、車線逸脱警報後も復帰操作が行われなかったとする条件

- 車線逸脱の継続
- 車線逸脱警報が鳴っているのに復帰操作を行わない



- 車線逸脱の繰り返し
- 車線を左右にはみ出し、車線逸脱警報が鳴っているのに復帰操作を行わない



知識

車線逸脱警報と車線逸脱警報装置★ (5-152 ページ) は別の機能です。

車線逸脱警報 OFF スイッチ (5-152 ページ) を押し、車線逸脱警報装置★を OFF 状態としてもドライバー異常時対応システム (EDSS) における車線逸脱機能装置および車線逸脱警報は作動し続けます。

5-174 スイッチ・運転装置の取り扱い

- システムが作動してから約 3 秒経過後、車内報知・車外報知とともに停車させるためブレーキが作動します。ドライバーがアクセルペダルを踏んでいる場合でも、アクセルペダル操作は無効となり、システムによるブレーキ作動が優先されます。停車後は、安全のためエンジンを自動停止し、ブレーキ作動が保持されます。
- システム作動イメージについては、5-163 ページおよび 5-176 ページをご参照ください。

 知識

- 自動検知による作動はドライバーモニター II によるドライバーの顔認識が有効のとき、および車線逸脱警報が正常に作動しているときに有効になります。
- ドライバーがブレーキペダルを踏んでいる場合は、システムによる制動と、ブレーキペダル操作による制動のうち、強い制動を優先します。
- マニュアルトランスミッション車は、車両停車前にエンジンが停止する場合があります。

 警告

次の場合は、自動検知が正しく作動しないことがあります。

- 車速が 60 km/h を下回っているとき
- ドライバーモニターカメラが顔を認識できていないとき
 - ・カメラと顔の間にさえぎるものがあるとき（カメラの前に物を置く、サンバイザー、手・腕・飾り物など）
 - ・太陽などの強い光が、直接顔やカメラにあたる時
 - ・顔の一部が隠れるとき（メガネ、はちまき、サングラス、帽子、ヘルメット、マスク、無線機マイクで話しをするなど）
 - ・リヤカーテンを閉めているとき
 - ・ポスター、写真などがドライバーの背後にあるとき
 - ・室内灯を点灯させて走行しているとき
 - ・運転者以外の人背後にいるとき
 - ・正しい運転姿勢をしていないとき
 - ・ドライバーモニターカメラの照明用ランプが消えているとき

 警告

- 車線逸脱警報が正常に作動しないとき
 - ・白線や黄色線などの車両通行区分帯境界線が無い道路またはセンターラインのみの道路を走行するとき
 - ・白線や黄色線などの車両通行区分帯境界線がかすれたり汚れたりして見えにくいとき
 - ・雨、雪、霧、逆光などで車線が見えにくいとき
 - ・ヘッドライトのレンズが汚れて照射が弱いときや光軸がずれているとき
 - ・急激な明るさの変化が連続するとき
 - ・路面補修の消し残り線・影・残雪・雨のたまったわだちなど、路面表示と紛らわしい線が見えるとき
 - ・太陽光や水たまりなどで路面が光っているとき
 - ・高速道路などの本線（走行車線、追い越し車線）以外の車線を走行するとき
 - ・分岐路やインター出入り口、急なカーブ路などを走行するとき
 - ・工事による車線規制や仮設の車線を走行するとき
 - ・車両通行区分帯境界線の幅が狭いときや広いとき
 - ・うねった道路や荒れた道路を走行するとき
 - ・荷物が偏って積載された状態のとき

▶ システム解除

- ドライバーが運転を継続できるにもかかわらず、ドライバー異常時対応システムが作動した場合は、解除スイッチを 2 回押すことでシステム作動を解除し、通常走行を継続できます。
- システムによるブレーキ作動後、解除操作をすることなく車両が停止したあとは、安全のためエンジンが自動停止し、ブレーキ作動が保持されます。エンジン停止以降は、解除スイッチを 2 回押しても解除出来ません。解除するにはスターターキーを「OFF」位置にしてください。
- システムによる停車後は、ブレーキ作動が保持されます。ES スタートよりも優先して作動するため ES スタートを解除してもドライバー異常時対応システムのブレーキ作動状態は解除されません。
- システムの解除操作をするまで、車内報知、車外報知、エンジン停止、ブレーキ作動は機能し続けます。
- システムが作動し、停止した車両を通常走行する際は、車内外の安全を確認のうえ、パーキングブレーキを引き上げ（作動）、ギアを N レンジに入れた後、スターターキーを一旦「OFF」位置にしてください。通常の手順でエンジンを再始動してください。



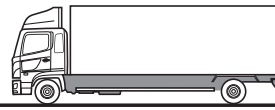
知識

ドライバー異常時対応システム作動中に、ABS、VSC、PCS が作動する状況になった場合は、ABS、VSC、PCS のシステムが優先して作動します。スキヤニングクルーズ II 作動中は、ドライバー異常時対応システムが優先して作動します。

5-176 スイッチ・運転装置の取り扱い

■ ドライバー異常時対応システム作動イメージ

① 通常走行

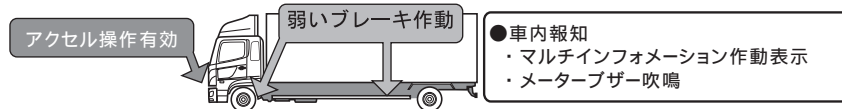


② ドライバー異常発生 (自動検知にて作動開始)



走行中の
解除スイッチ
によるシステム
解除操作

③ 車内報知・弱いブレーキ作動 (約 3 秒間)



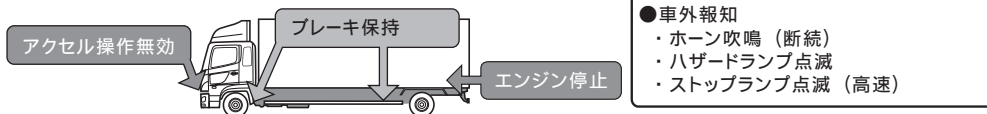
走行中の
解除スイッチ
によるシステム
解除操作

④ 車内報知・車外報知・ブレーキ作動



走行中の
解除スイッチ
によるシステム
解除操作

⑤ 停車



停車後の
解除操作

⑥ エンジン停止後のシステム解除



⚠ 注意

- **ドライバー異常時対応システムが作動した車両の取り扱い**
- ドライバー異常時対応システムが作動した車両への救助について
- 停車してエンジンが停止しており、報知が継続している場合は、ドライバー異常時対応システムが解除されていません。
- ドライバーおよび同乗者を救助する際は、可能な限り安全なところへ車両を移動してください。
- 移動できない場合は、安全確保や被害拡大の防止に努めてください。
 - ・ パーキングブレーキを作動させる
 - ・ タイヤの前後に輪止めを掛ける
 - ・ スターターキーを「OFF」位置にする
 - * スターターキーを「OFF」位置にする前に、必ずパーキングブレーキを作動させてください。
- 停車後のシステムによるブレーキ作動保持状態は、あらゆる条件下での機能を保証するものではありません。詳しくは、「システムが正常に作動しない場合」および「ドライバー異常時対応システムが作動した車両の取り扱い」を参照してください。
- システムが作動し、停止した車両を通常走行する際は、車内外の安全を確認のうえ、パーキングブレーキを引き上げ（作動）、ギアをNレンジに入れた後、スターターキーを一旦「OFF」位置にしてください。通常の手順でエンジンを再始動してください。

⚠ 警告

- 安全運転の責任はドライバーにあります。ドライバー異常時対応システムは、健康起因などによりドライバーに異常が発生した場合に備え、安全に車両を減速・停止する支援を目的としていますが、さまざまな条件によりその効果は変わります。そのため、常に最大の効果を発揮できるものではありません。システムを過信せず、安全運転・健康管理につとめてください。
- ドライバー異常時対応システムは、ドライバーにどのような異常が発生した時でも、必ず車両が減速・停止するものではありません。
- 以下の条件では、ドライバー異常時対応システムは、十分に効果が得られない場合があります。
 - ・ ブレーキがフェード現象を起こしているとき
 - ・ 車両速度が限界を超えているとき
 - ・ ブレーキに整備不良があるとき
 - ・ 凍結路など、滑りやすい路面を走行しているとき
 - ・ 脱輪、パンクなどの危険要因が生じたとき
- 衝突等により車両が損傷している場合は、ドライバー異常時対応システムが正常に作動しない場合があります。

知識

- ドライバー異常時対応システムの作動中に車両挙動が不安定になる可能性がある、または衝突の危険性がある場合は、ABS、VSC、PCSが優先して作動します。
- システム作動中のアクセルペダル操作は、ブレーキ作動の開始からシステム解除されるまでの間、無効になります。
- システムによるエンジン自動停止時に、車両が振動する場合がありますが異常ではありません。

5-178 スイッチ・運転装置の取り扱い

■ ドライバー異常時対応システムと他の装置が同時作動した場合

ドライバー異常時対応システム作動時に以下の装置が作動中、またはドライバー異常時対応システム作動後に以下の装置が作動を開始した場合は表に示すように各装置が作動します。

		ドライバー異常時対応システム作動中	ドライバー異常時対応システム解除後
ドライバー異常時対応システムと同時作動する場合がある装置	ABS	ABS 作動が優先 (車両挙動の安定性確保のため) ※1	装置作動条件が成立中であれば、作動継続
	ASR	EDSS 作動が優先	EDSS 作動が優先
	VSC	VSC 作動が優先 (車両挙動の安定性確保のため) ※3	装置作動条件が成立中であれば、作動継続
	PCS	PCS 作動が優先 (衝突の危険性があるため) ※3	装置作動条件が成立中であれば、作動継続
	スキヤニングクルーズ II	ドライバー異常時対応システムが優先 (車内報知、弱いブレーキ作動中は、スキヤニングクルーズ II による加速は行ないません。車外報知、ブレーキ作動後はスキヤニングクルーズ II は解除されます。) ※2	装置作動条件が成立中であれば、作動継続
	ES スタート	ドライバー異常時対応システムが優先 (車両停車後、車両の動き出しを予防するため、ES スタートを解除してもブレーキがかかったままの状態を継続) ※2	装置作動条件が成立中であれば、作動継続
アイドルストップシステム	ドライバー異常時対応システムが優先 (車両停車後、車両の動き出しを予防するため、アイドルストップを解除してもエンジン停止を保持) ※4	装置作動条件が成立中であれば、作動継続	

※1：ブレーキ制御以外の機能（車内外報知など）は、ドライバー異常時対応システムが作動します。

※2：ブレーキ制御以外の機能（車内外報知、メーター表示など）はそれぞれ同時に作動します。

※3：ブレーキ制御、ハザードランプ、ストップランプ制御は、VSC、PCS が優先します。
ブレーキ制御、ハザードランプ、ストップランプ制御以外の機能（車内外報知、メーター表示など）はそれぞれ同時に作動します。

※4：エンジン制御以外の機能（車内外報知、メーター表示など）はそれぞれ同時に作動します。

■ ドライバー異常時対応システムが正常に作動しない場合

- バッテリー電圧が低い、または衝突などにより車両の電源が消失し、正常に ECU や報知が動作しないとき
- エア圧が低い、または衝突などにより車両のエアが消失し、正常にホーンやブレーキが作動しないとき
- 衝突などにより、車両が損傷するなどして ECU やハーネスなどの構成部品が機能しなくなったとき
- EBS・ABS 異常が発生しているとき
- スターターキー ON 時メーターに下記のようなメーター表示がされなかったとき



■ ドライバー異常時対応システムの効果が得られない場合

- 以下の条件では、ドライバー異常時対応システムは、十分に効果が得られない場合があります。
- ブレーキがフェード現象を起こしているとき
- 車両速度が限界を超えているとき
- ブレーキに整備不良があるとき
- 凍結路など、滑りやすい路面を走行しているとき
- 脱輪、パンクなどの危険要因が生じたとき

■ ドライバー異常時対応システムが作動した車両の見分け方

ドライバー異常時対応システムが作動した場合は車内、車外報知します

- 車内報知
 - ・ マルチインフォメーション作動表示
 - ・ メーターブザー吹鳴
- 車外報知
 - ・ ホーンが吹鳴
 - ・ ストップランプが点滅
 - ・ ハザードランプが点滅

ドライバー異常時対応システムの解除操作をするまで車内外報知は継続するため、他の駐停車している車両と判別することは容易になります。

■ システム作動に伴う責任について

運転者の体調の急変等に伴い、危険を回避するためにシステムを作動させた場合に限り、システム作動に対する責任は問われません。